

2. 法務分野に関する知識 I

1. 科目の概要

オープンソースにまつわる知財や法務に関する知識を説明する。ライセンスの意味を説明し、具体的なライセンスを示すことで法務分野に関する理解を深めさせる。また、著作権や特許をはじめとしたソフトウェア産業に関わりの深い各種の知的財産権について解説する。

2. 習得ポイント

本科目の学習により習得することが期待されるポイントは以下の通り。

習得ポイント	説明	シラバスの対応コマ
I-2-1. OSSライセンスの意味	OSSのライセンス(使用許諾契約)に関する法的な位置づけについて説明する。とくに契約に関する有効性や、提供者、利用者、配布者といったそれぞれの関係者に対してライセンスがどのような意味を持つかについて解説する。	1
I-2-2. 目的や状況に応じたOSSライセンスの選択	代表的OSSライセンス(GPL、BSD、MPL)の特徴を示し、オープンソースソフトウェアのライセンスと商用ライセンスの違いを解説する。さらに複数のライセンスで提供しているOSSに触れ、目的に応じたライセンスの選択についても説明する。	1
I-2-3. 著作権とコピーレフト	ソフトウェア著作権とライセンスとの関係について説明する。またコピーレフトの登場した背景を説明し、コピーレフトの基本的な考え方とその具現化であるGPLとの関係について触れる。	2
I-2-4. GPLの特徴、GPL v3改訂の意義	GPL (GNU General Public License)の定義および歴史について解説する。さらに2007年に改訂されたGPL v3のポイントと意義について説明する。	2
I-2-5. GPLを取り巻く様々な問題	GPLは「GPL汚染」と呼ばれるほど波及力が強く、他のライセンスのソフトウェアとの共存が難しいことを示し、実際に発生したGPL違反の例を紹介する。	2
I-2-6. MPLの特徴、MPLとソフトウェア特許	MPL (Mozilla Public License)の特徴を解説する。OSSの特長であるバザール方式を促進しつつ、商用ソフトとの共存に配慮したこと、特にMPLでは特許との関係性が強調されていることを示す。	3
I-2-7. BSDとApacheライセンスのメリット・デメリット	BSD Licenseと、Apache Software Licenseの特徴と、最も制約が少ないゆえのメリット・デメリットを解説する。BSDライセンスの有名な「宣伝条項」について触れ、修正BSDライセンスを紹介する。	4
I-2-8. ソフトウェアの著作権	知的財産権のうち著作権の根本的な考え方について解説し、ソフトウェア産業との関わりについて基本的な概念を説明する。著作権の定義と内容を説明し、各国の制度および現状について触れる。	5
I-2-9. ソフトウェア特許をめぐる問題と動向	知的財産権のうち特許権の根本的な考え方について解説を加える。特許の定義、各国の制度および状況について触れ、さらにソフトウェア特許に対しては反対意見も多いことや、ソフトウェア特許の問題点等についても紹介する。	5
I-2-10. ソフトウェアに関連が深いその他の知的財産権	知的財産権のうち、著作権および特許以外にソフトウェア産業と関わりの深い、商標権、実用新案権、意匠権について解説する。これらの定義や意匠権を侵害した事例など、これらの権利にまつわるトピックを紹介する。	6

【学習ガイダンスの使い方】

- 「習得ポイント」により、当該科目で習得することが期待される概念・知識の全体像を把握する。
- 「シラバス」、「IT 知識体系との対応関係」、「OSS モデルカリキュラム固有知識」をもとに、必要に応じて、従来の IT 教育プログラム等との相違を把握した上で、具体的な講義計画を考案する。
- 習得ポイント毎の「学習の要点」と「解説」を参考にして、講義で使用する教材等を準備する。

3. IT 知識体系との対応関係

「2. 法務分野に関する知識 I」と IT 知識体系との対応関係は以下の通り。

科目名	基本レベル(1)											応用レベル(2)				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
2. 法務分野に関する知識	<オープンソース・ライセンスの概要>	<代表的なオープンソース・ライセンスの解説[GPL類型]>	<代表的なオープンソース・ライセンスの解説[MPL類型]>	<代表的なオープンソース・ライセンスの解説[BSD類型]>	<知的財産の概要(1)>	<知的財産の概要(2)>	<OSS利用上の知的財産面での考慮点>	<OSS利用上の知的財産以外の法務面での考慮点>	<企業/団体等における法的リスク管理>	<法的リスクに対応したビジネス>	<OSS開発コミュニティが検討すべき法的リスク低減策>	<OSSビジネス関連企業が検討すべき法的リスク低減策>	<OSSの知的財産問題に関する訴訟事例>	<ソフトウェア特許競争>	<知的財産関連の出願のガイドライン>	

[シラバス : http://www.ipa.go.jp/software/open/oss/download/Model_Curriculum_05_02.pdf]

<IT 知識体系上の関連部分>

分野	科目名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
組織・運営・人事・情報セキュリティ	1	IT-IAS1. 情報保証と情報セキュリティ	IT-IAS1. 基礎的セキュリティ問題	IT-IAS2. 情報セキュリティの仕組み(対策)	IT-IAS3. 運用上の問題	IT-IAS4. ポリシー	IT-IAS5. 攻撃	IT-IAS6. 情報セキュリティ分野	IT-IAS7. フォレンジック(情報証拠)	IT-IAS8. 情報の状態	IT-IAS9. 情報セキュリティサービ	IT-IAS10. 脅威分析モデル	IT-IAS11. 脆弱性		
	2	IT-SP. 社会的な観点とグローバルな視点としての課題	IT-SP1. プロフェッショナルとしてのコミュニケーション	IT-SP2. コンピュータを取り巻く社会環境	IT-SP3. コンピュータを取り巻く社会環境	IT-SP4. チームワーク	IT-SP5. 知的財産権(2-1-5, 6)	IT-SP6. コンピュータの法的問題	IT-SP7. 組織の中のIT	IT-SP8. プロフェッショナルとしての倫理的な問題と責任	IT-SP9. プライバシーと個人の自由				
応用技術	3	IT-IM. 情報管理	IT-IM1. 情報管理の概念と基礎	IT-IM2. データベース関係の基礎	IT-IM3. データアーキテクチャ	IT-IM4. データモデリングとデータベース設計	IT-IM5. データと情報の管理	IT-IM6. データベースの応用分野							
	4	IT-WS. Webシステムとその技術	IT-WS1. Web技術	IT-WS2. 情報アーキテクチャ	IT-WS3. デジタルメディア	IT-WS4. Web開発	IT-WS5. 脆弱性	IT-WS6. ソーシャルソフトウェア							
ソフトウェアの方法と技術	5	IT-PF. プログラミング基礎	IT-PF1. 基本プログラミングの基本的構成要素	IT-PF2. プログラミングの基本的構成要素	IT-PF3. オブジェクト指向プログラミング	IT-PF4. アルゴリズムと問題解決	IT-PF5. イベント駆動プログラミング	IT-PF6. 再帰							
	6	IT-PT. 技術者統合するためのソフトウェア開発	IT-PT1. システム開発	IT-PT2. データ取りまてと交換	IT-PT3. 統合的コーディング	IT-PT4. スクリプトウェアの設計	IT-PT5. ソフトウェアセキュリティの要素	IT-PT6. 種々のプログラミング言語	IT-PT7. プログラミング言語の概要						
	7	CE-SWE. ソフトウェア工学	CE-SWE0. 歴史と概要	CE-SWE1. ソフトウェアプロセス	CE-SWE2. ソフトウェアの要求と仕様	CE-SWE3. ソフトウェアの設計	CE-SWE4. ソフトウェアのテストと検証	CE-SWE5. ソフトウェアの保守	CE-SWE6. ソフトウェアプロジェクト管理	CE-SWE7. ソフトウェアプロジェクト管理	CE-SWE8. 言語翻訳	CE-SWE9. ソフトウェアのフォールトレランス	CE-SWE10. ソフトウェアの構成管理	CE-SWE11. ソフトウェアの標準化	
	8	IT-SIA. システムインテグレーションとアーキテクチャ	IT-SIA1. 要求仕様	IT-SIA2. 調達/手配	IT-SIA3. インテグレーション	IT-SIA4. プロジェクト管理	IT-SIA5. テストと品質保証	IT-SIA6. 組織の特性	IT-SIA7. アーキテクチャ						
システム基盤	9	IT-NET. ネットワーク	IT-NET1. ネットワークの基礎	IT-NET2. ルーティングとスイッチング	IT-NET3. 物理層	IT-NET4. セキュリティ	IT-NET5. アプリケーション分野	IT-NET6. ネットワーク管理							
	10	CE-NWK. テレコミュニケーション	CE-NWK0. 歴史と概要	CE-NWK1. 通信ネットワークのアーキテクチャ	CE-NWK2. 通信ネットワークのアーキテクチャ	CE-NWK3. LANとWAN	CE-NWK4. クラウドサーバコンピュティン	CE-NWK5. データのセキュリティと整合性	CE-NWK6. ワイヤレスコンピュータとモバイルネットワーク	CE-NWK7. データ通信	CE-NWK8. 組み込み機器向けネットワーク	CE-NWK9. 通信技術とネットワーク概要	CE-NWK10. 性能評価	CE-NWK11. ネットワーク管理	CE-NWK12. 圧縮と伸張
	11	IT-PI. プラットフォーム技術	IT-PI1. オペレーティングシステム	IT-PI2. アーキテクチャと機構	IT-PI3. コンピュータインフラストラクチャ	IT-PI4. デバイスメントソフトウェア	IT-PI5. ファームウェア	IT-PI6. ハードウェア							
ソフトウェア開発	12	CE-OPS. オペレーティングシステム	CE-OPS0. 歴史と概要	CE-OPS1. 並行性	CE-OPS2. スケジューリングとタイムスラッシング	CE-OPS3. メモリ管理	CE-OPS4. セキュリティと保護	CE-OPS5. ファイル管理	CE-OPS6. リアルタイムOS	CE-OPS7. OSの概要	CE-OPS8. 設計の原則	CE-OPS9. デバイスマネジメント	CE-OPS10. システム性能評価		
	13	CE-CA0. コンピュータアーキテクチャと構成	CE-CA00. 歴史と概要	CE-CA01. コンピュータアーキテクチャの基礎	CE-CA02. メモリシステムの構成とアーキテクチャ	CE-CA03. インタフェースと通信	CE-CA04. デバイスサブシステム	CE-CA05. CPUアーキテクチャ	CE-CA06. 性能・コスト評価	CE-CA07. 分散・並列処理	CE-CA08. コンピュータによる計算	CE-CA09. 性能向上			
複数領域にまたがるもの	14	IT-ITF. IT基礎	IT-ITF1. ITの一般的なテーマ	IT-ITF2. 組織の問題	IT-ITF3. ITの歴史	IT-ITF4. IT分野(学科)とそれに関連する分野(学科)	IT-ITF5. 応用領域	IT-ITF6. IT分野における数学と統計学の活用							
	15	CE-ESY. 組み込みシステム	CE-ESY0. 歴史と概要	CE-ESY1. 低電力コンピュータ設計	CE-ESY2. 高信頼性システム設計	CE-ESY3. 組み込みアーキテクチャ	CE-ESY4. 開発環境	CE-ESY5. ライフサイクル	CE-ESY6. 要件分析	CE-ESY7. 仕様設計	CE-ESY8. 構造設計	CE-ESY9. テスト	CE-ESY10. プロジェクト管理	CE-ESY11. 並行設計(ハードウェア、ソフトウェア)	CE-ESY12. 実装

4. OSS モデルカリキュラム固有の知識

OSS モデルカリキュラム固有の知識として、オープンソース・ライセンスの法律に関する情報や、多くの OSS が採用している GPL、LPGL、MPL、BSD License、Apache Software License などがある。

科目名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
2. 法務分野に関する知識 I	(1) オープンソース・ライセンスの法的性質 (2) オープンソース・ライセンスの分類 (3) デュアルライセンス (4) 商用ライセンスとの比較	(1) コピーレフトの概念 (2) GNU GPL (GNU General Public License)	(1) GNU LGPL (Lesser General Public License) (2) MPL (Mozilla Public License)	(1) BSD License (2) Apache Software License	(1) 著作権 (2) 特許権	(1) 商標権 (2) 実用新案権 (3) 意匠権

(網掛け部分は IT 知識体系で学習できる知識を示し、それ以外は OSS モデルカリキュラム固有の知識を示している)

スキル区分	OSS モデルカリキュラムの科目	レベル
基礎分野	2 法務分野に関する知識 I	基本
習得ポイント	I-2-1. OSS ライセンスの意味	
対応する コースウェア	第 1 回 (オープンソース・ライセンスの概要)	

I-2-1. OSS ライセンスの意味

OSS のライセンス(使用許諾契約)に関する法的な位置づけについて説明する。とくに契約に関する有効性や、提供者、利用者、配布者といったそれぞれの関係者に対してライセンスがどのような意味を持つかについて解説する。

【学習の要点】

- * OSS では、ソースコードが公開され、誰でも、無償で利用や再配布、改変、派生ソフトウェアの作成・配布ができるが、OSS ライセンスへの許諾が必要であり、無条件で認めているわけではない。
- * 利用するだけであれば、利用者は OSS ライセンスへの許諾を必要としない。
- * OSS の利用は、特別な契約が存在しない限り、開発者やディストリビュータに瑕疵担保責任は発生しない。利用者は、開発者やディストリビュータとの有償サポート契約により、瑕疵に対するリスク軽減を図ることは可能である。

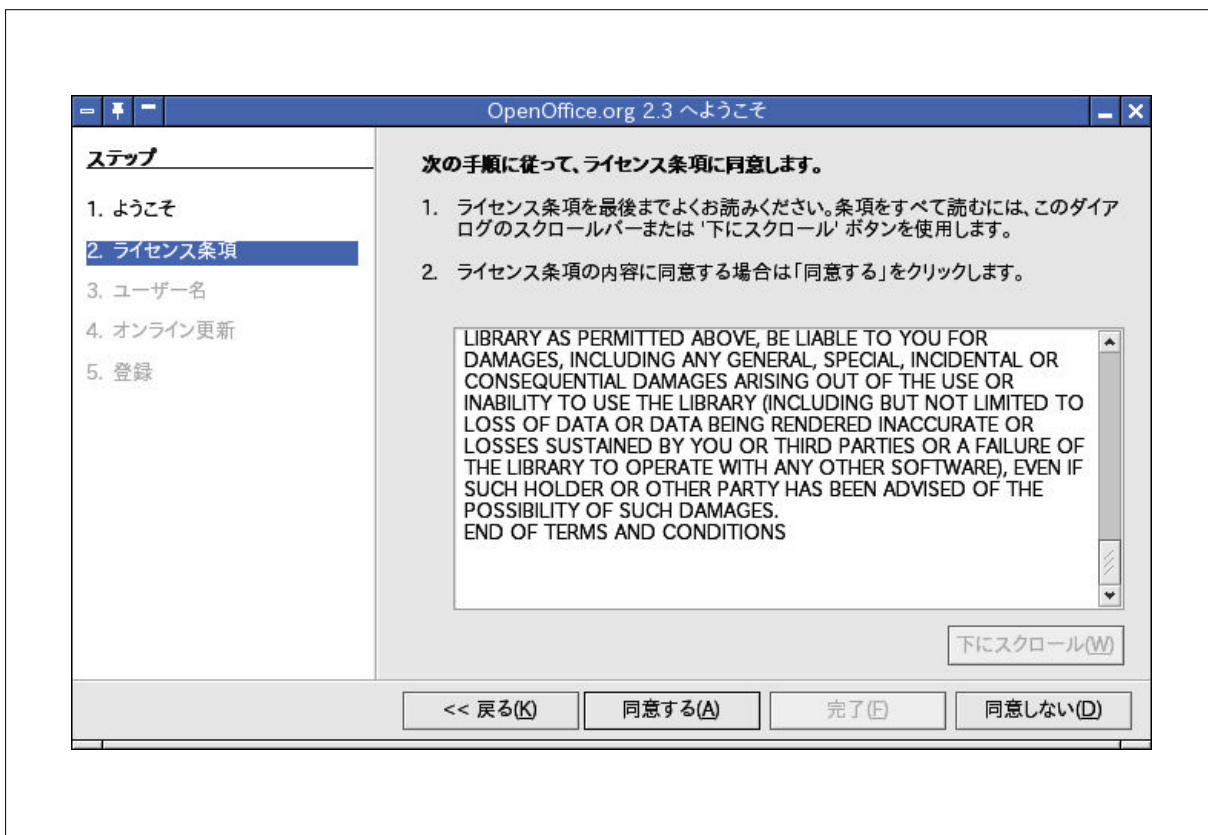


図 I-2-1. ライセンス確認画面

【解説】

1) OSS ライセンスの法的な位置づけ

OSS は、GNU GPL (GNU General Public License)や BSDL (Berkeley Software Distribution Licence)といった、OSS ライセンスに基づいて、利用や再配布、改変、派生ソフトウェアの作成・配が行われる。ソースプログラムが無償公開され、利用や再配布、改変等が無償であることから、開発者は、著作権などの知的財産権を放棄していると考えがちであるが、「あくまでも知的財産権を保持した上で、オープンソース・ライセンスの条項に規定された条件をユーザが遵守することを条件に、OSS の改変や再配布を許諾する」(*1 下段参照 9 ページより引用)というのが一般的な OSS ライセンスであり、無条件で、OSS の利用や、再配布、改変等を許可しているわけではない。

* OSS 開発者の責任

OSS は、利用や再配布、改変等が OSS ライセンスに従い自由に行われるため、ソフトウェアの動作や瑕疵(バグ)の除去、そのソフトウェアを利用したことにより生じた損害等については、なんら責任を負わないと、OSS ライセンスでは定めている。

* OSS の配布

OSS は、コミュニティとよばれる OSS それぞれの開発プロジェクトの Web サイトから、ダウンロードできる。また、OSS の動作確認やインストーラ開発、サポート等を実施するディストリビュータ経由でも入手できる。いずれの場合も、利用者は OSS ライセンスへの許諾が必要であるが、「OSS を使用するだけで、改変や第三者への配布を行わない場合は、オープンソース・ライセンスによる許諾を必要としないというのが一般的」(*1 9 ページより引用)である。

* OSS の瑕疵担保責任

OSS の瑕疵(バグ)に対する、瑕疵担保責任について述べる。

- 開発者

瑕疵担保責任は一般に有償契約において生ずるものであり、無償で利用、再配布等できる OSS では、開発者は、利用者に対し瑕疵担保責任を負わない。

- 利用者

OSS の利用にあたって、提供者との契約に OSS に関する瑕疵担保責任が明記されない限り、利用者の責任において OSS を利用すると考える。ただし、開発者や配布者とのサポート契約等により瑕疵に対するリスクを軽減することは可能である。

- 配布者(ディストリビュータ)

ディストリビュータは、OSS やそのバージョンの選択とパッケージング、動作確認、パッチの提供、動作不具合に対する調査や回答等を有償サポートとして、OSS とともに利用者に提供しているが、OSS そのものについての瑕疵担保責任は、存在しない。

(*1)「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査 調査報告書」(2005年2月 独立行政法人 情報処理推進機構/日本 OSS 推進フォーラム ビジネス WG 監修)

スキル区分	OSS モデルカリキュラムの科目	レベル
基礎分野	2 法務分野に関する知識 I	基本
習得ポイント	I-2-2. 目的や状況に応じた OSS ライセンスの選択	
対応する コースウェア	第 1 回 (オープンソース・ライセンスの概要)	

I-2-2. 目的や状況に応じた OSS ライセンスの選択

代表的 OSS ライセンス(GPL、BSDL、MPL)の特徴を示し、オープンソースソフトウェアのライセンスと商用ライセンスの違いを解説する。さらに複数のライセンスで提供している OSS に触れ、目的に応じたライセンスの選択についても説明する。

【学習の要点】

- * 代表的な OSS ライセンスとして、GPL、BSDL、MPL がある。いずれも、誰でも、自由に、ソフトウェアを利用、再配布、改変できるようにすることを目的にしている。
- * GPL は、派生ソフトウェアについても、GPL ライセンスの適用を求めている。
- * BSDL は、著作権表示と免責事項の明記のほかは、制限の少ない OSS ライセンスである。
- * MPL は、独立した自己開発部分については、ソースコードを非公開にできるなど、他のライセンス適用を認めている。
- * OSI(Open Source Initiative)は 10 項目のオープンソースの定義を定め、この定義を満たす OSS ライセンスに対し、OSI 認定マークを発行している。

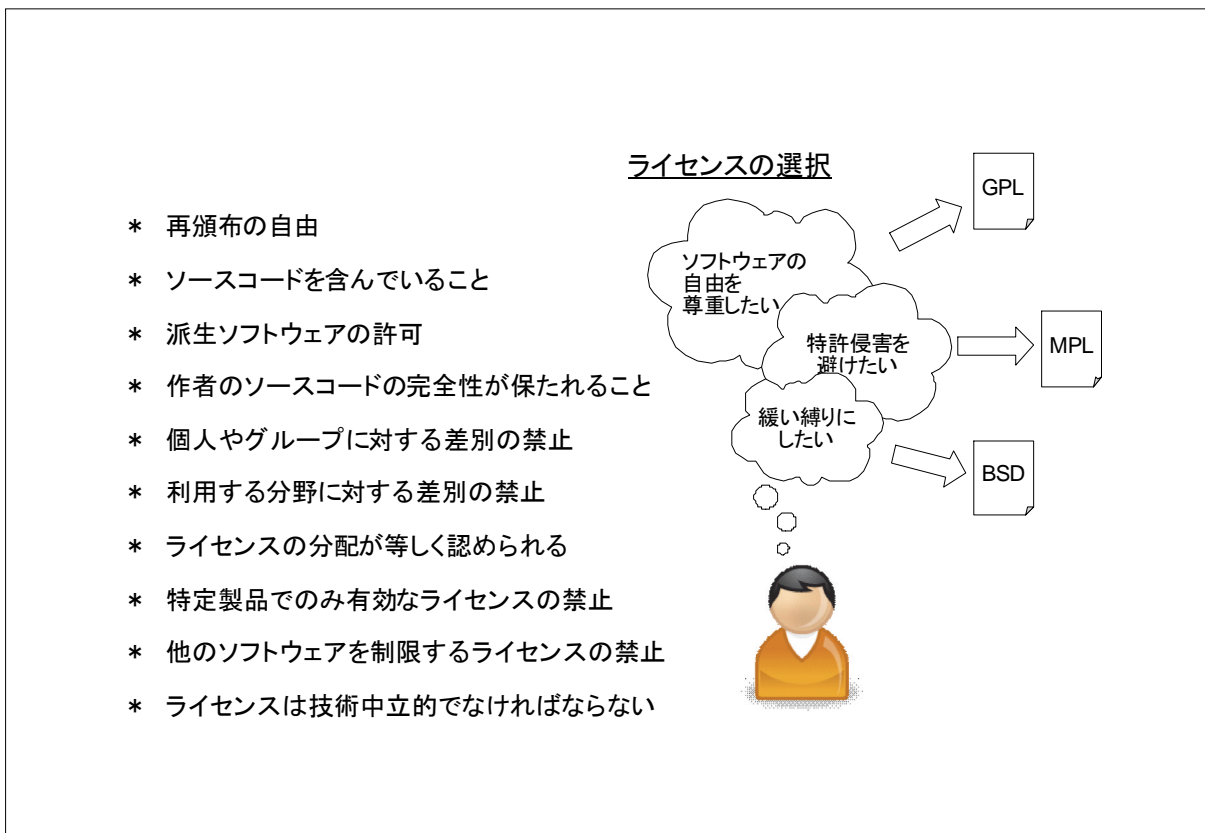


図 I-2-2. OSI のオープンソース 10 基準

【解説】

1) 代表的な OSS ライセンスの特徴

- * GNU GPL(General Public License)
 - リチャード・ストールマン氏によって考案されたライセンス契約である。
 - 自由に利用、再配布、改変や派生ソフトウェアの作成・配布が可能である。
 - 派生ソフトウェア(改変したソフトウェアあるいは一体化して用いるソフトウェア)についても GNU GPL ライセンスに基づきソースコードの公開、利用、再配布、改変等が定められている。
- * BSDL (Berkeley Software Distribution License)
 - 米国カリフォルニア州立大学バークレー校により開発されたライセンス契約である。
 - 利用や再配布にあたり、著作権表示ならびに、無保証であり、自己責任で使用する事への同意(免責条項)を許諾すればよく、制限が少ない。
 - ソースコード非公開の商用ソフトウェアへの取り込みが可能である。
- * MPL(Mozilla Public License)
 - ネットスケープ社が Netscape を OSS 化した NPL(Netscape Public License)をもととしている。
 - GNU GPL と同じく、改変したソフトウェアを再配布する場合にはソースコードの公開が義務付けられている。
 - 独立した自己開発ソフトウェアと MPL ソフトウェアを一体化し、ひとつのプログラムとする場合、GNU GPL では自己開発部分もソースコードの公開義務があるが、MPL では非公開とするなど別のライセンスを採用できる。

2) 目的に応じた OSS ライセンスの選択

- * デュアルライセンス
 - 1 つのソフトウェアに対して、複数のライセンスで提供することをいう。
 - 例としては、Perl(GPL, Artistic License)、Ruby(GPL, Ruby ライセンス)などが挙げられる。
- * 商用ライセンスとのデュアルライセンス
MySQL のように商用ライセンスと GPL のデュアルライセンスで提供しているソフトウェアもある。

3) OSI のオープンソース 10 基準

再頒布の自由
ソースコードを含んでいること
派生ソフトウェアの許可
作者のソースコードの完全性が保たれること
個人やグループに対する差別の禁止
利用する分野に対する差別の禁止
ライセンスの分配が等しく認められる
特定製品でのみ有効なライセンスの禁止
他のソフトウェアを制限するライセンスの禁止
ライセンスは技術中立的でなければならない

スキル区分	OSS モデルカリキュラムの科目	レベル
基礎分野	2 法務分野に関する知識 I	基本
習得ポイント	I-2-3. 著作権とコピーレフト	
対応する コースウェア	第 2 回 (代表的なオープンソース・ライセンスの解説[GPL 類型])	

I-2-3. 著作権とコピーレフト

ソフトウェア著作権とライセンスとの関係について説明する。またコピーレフトの登場した背景を説明し、コピーレフトの基本的な考え方とその具現化である GPL との関係について触れる。

【学習の要点】

- * ソフトウェアの著作権は、著作権法上「プログラム」として定義される。
- * OSS ライセンスを「契約」と見るか、「ライセンス」と見るかの解釈によって、ライセンスに違反した場合の対応や、権利行使の内容が変わる。
- * コピーレフトとは、コピーライト(著作権)に対する造語で、すべてのソフトウェアは、誰でも、自由に、利用、再配布、改変できるべきであると、1984 年に提唱された考え方である。

著作権法上のプログラムの定義

著 2 条第 1 項第 10 号の 2 で「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」と定義されている。プログラムを作成するために用いられるプログラム言語、規約および解法は含まれない。(著 10 条第 3 項)



ソフトウェアプログラムは著作権法上、著作物として保護される。

図 I-2-3. 著作権上のプログラムの定義

【解説】

1) ソフトウェアの著作権

オープンソースソフトウェアの著作権は、著作権法上「プログラム」として保護される。

* プログラム

著作権法第十条第一項 9 号によってプログラムは、著作物として定められている。著作権法第二条第一項 10 号の2で、「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」として定義されているが、第十条第三項に定義されているとおり、「著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない」とされている。

2) OSS ライセンスの法的性質

OSS は、無償で利用、再配布、改変等が可能であり、OSS ライセンスを契約と考えるか、ライセンス(宣言)と考えるかにより、法的な根拠、効力がまったく異なると考えられる。

* 契約と見なす場合

ソースコードを公開しなかった場合を考えると、「日本において「ライセンス」といえば、ライセンス契約のことであり、「契約ではなくライセンスである」というのは意味がとおらない>(*1 10 ページ)。従って、日本においては、OSS ライセンスを許諾するということは、許諾した利用者や配布者等に対し、「ライセンサーはその義務の履行請求権(公開請求権)を有しており>(*1 10 ページ)、事後であっても、利用者や配布者等は、ソースコードの公開をしなければならない、との立場をとっている。

* ライセンス(宣言)と見なす場合

FSF(Free Software Foundation)では、GPL は契約ではなく、ライセンス(宣言)であるという考え方に基いており、OSS ライセンスは、利用や再配布、改変等をする者の事前の同意と OSS ライセンサーによる許諾、といえる。したがって、ソースコードの公開についていえば、著作権侵害に対する法的請求権は有するが、事後公開の義務は無い、との立場である。

3) コピーレフト

* コピーレフトとは、すべてのソフトウェアは、誰でも、自由に、利用、再配布、改変できるべきであると、1984 年に FSF(Free Software Foundation)を設立した、リチャード・ストールマン氏により、提唱された考え方である。

* コピーライト(著作権)に対する、造語である。

* 4つの自由を定義している。

① 目的を問わずソフトウェアを実行する自由

② ソフトウェアを研究し修正する自由

③ ソフトウェアのコピーを再配布する自由

④ 改良したソフトウェアを発表する自由

(*1)「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査 調査報告書」(2005年2月 独立行政法人 情報処理推進機構/日本 OSS 推進フォーラム ビジネス WG 監修)

スキル区分	OSS モデルカリキュラムの科目	レベル
基礎分野	2 法務分野に関する知識 I	基本
習得ポイント	I-2-4. GPL の特徴、GPL v3 改訂の意義	
対応する コースウェア	第 2 回 (代表的なオープンソース・ライセンスの解説[GPL 類型])	

I-2-4. GPL の特徴、GPL v3 改訂の意義

GPL (GNU General Public License)の定義および歴史について解説する。さらに 2007 年に改訂された GPL v3 のポイントと意義について説明する。

【学習の要点】

- * GPL は対象となるソフトウェアが何者かに独占されることを排除し、誰でも「自由に」使用できるようにすることを目的としている。
- * GPL は 1989 年に FSF (Free Software Foundation) の設立者であるリチャード・ストールマン氏によって、GNU プロジェクトのソフトウェアの配布を目的に作られた。
- * 2007 年 6 月にソフトウェアの権利、義務、プログラム提供者のもつ特許の使用など、時代の変化を考慮して改正された GPL v3 が発表された。

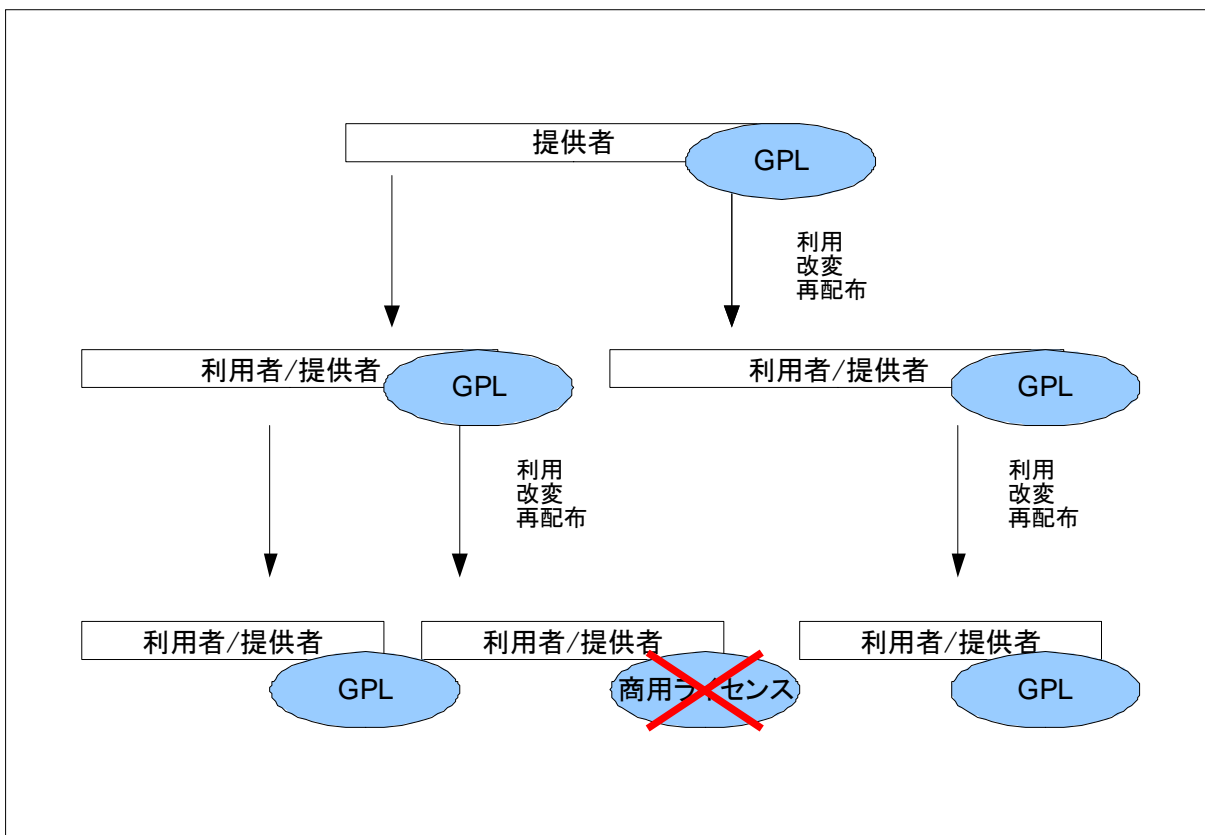


図 I-2-4. GPL ライセンス概念図

【解説】

1) GPL

* 目的

- GPL は、FSF(Free Software Foundation)が推進するフリーソフトウェア運動の基礎となるライセンス契約である。対象となるソフトウェアが作者または第三者に独占されることを排除し、だれでも自由に使用できるようにすることを目的としたものである。

* 対象となるソフトウェアの改変、再頒布を許諾する条件

- 改変部分のソースコードを公開すること。
- 同一条件で誰でも使えるようにすること。
- 開発者は、著作権を破棄していないので、上記条件に違反して改変、再頒布をすれば著作権侵害となる。

* 歴史

- 1989年にFSFの設立者リチャード・ストールマン氏が執筆した。
- 1991年6月にGPL第2版をリリースした。
- 2007年6月29日にGPLv3を発表した。

2) GPLv3

2007年6月29日に発表されたGPLv3は以下のような特徴をもつ。

* 特許

GPLv3でライセンスされたソフトウェアを再配布する場合に、配布者は、自動的にロイヤリティフリーで特許ライセンスを付与すること、と規定している。

* DRM (Digital Rights Management: デジタル著作権管理)

実装の禁止はしないが、ユーザが修正削除することを妨げてはならない、と規定している。

スキル区分	OSS モデルカリキュラムの科目	レベル
基礎分野	2 法務分野に関する知識 I	基本
習得ポイント	I-2-5. GPL を取り巻く様々な問題	
対応する コースウェア	第 2 回 (代表的なオープンソース・ライセンスの解説[GPL 類型])	

I-2-5. GPL を取り巻く様々な問題

GPL は「GPL 汚染」と呼ばれるほど波及力が強く、他のライセンスのソフトウェアとの共存が難しいことを示し、実際に発生した GPL 違反の例を紹介する

【学習の要点】

- * OSS ライセンスで提供されるソフトウェアを利用することで、派生ソフトウェアや自己開発したソフトウェアに OSS ライセンスが適用されることによる影響を OSS の伝播性と呼ぶ。
- * GPL では、それらのソフトウェアの「伝播性の範囲」について、見解が異なり、結論はでない。

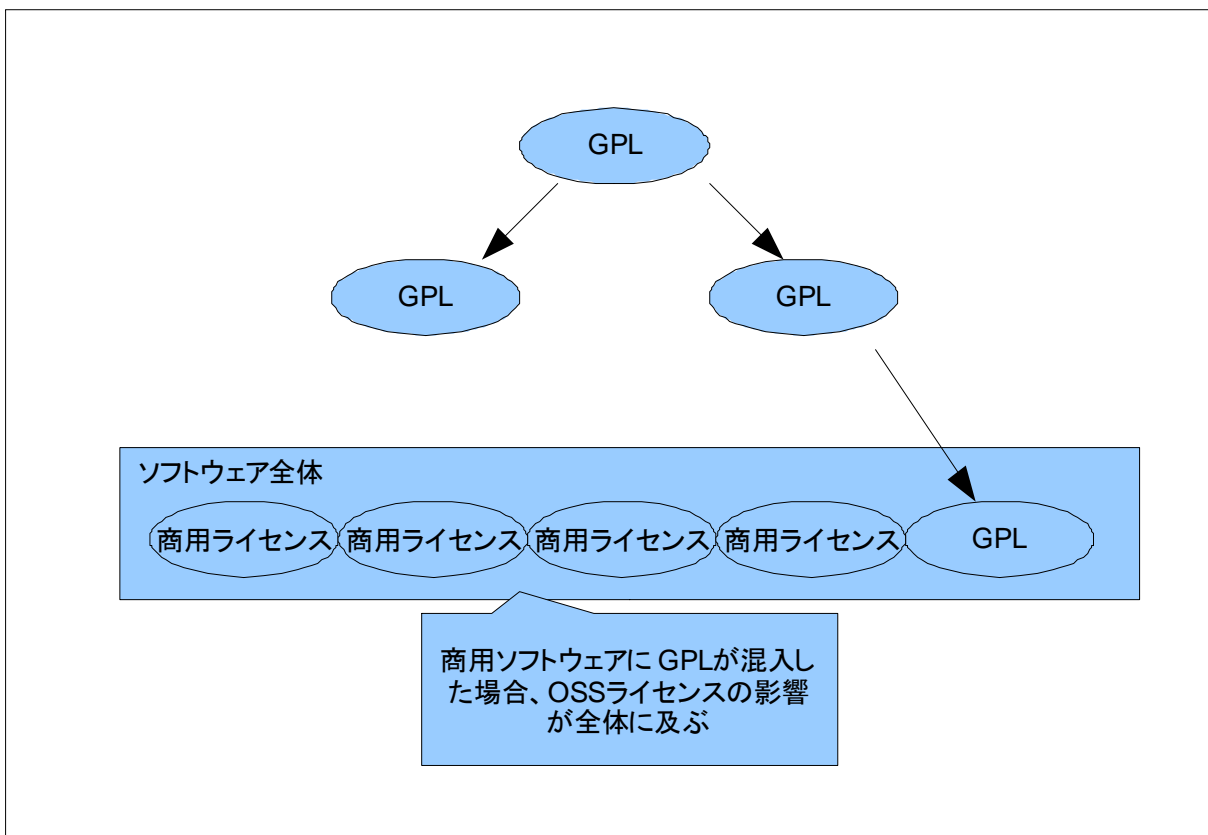


図 I-2-5. OSS の伝播力

【解説】

1) OSS の伝播力

* 伝播性とは

- 伝播性とは、「ある OSS と一体化したソフトウェア全体 (OSS の派生物) に対して、ソースコードの公開等、当該 OSS ライセンス (許諾条件) の影響が及ぶこと」(*1 23 ページ)と、定義される。
- GNU GPL においては、OSS の改変や、新規に自己開発したソフトウェアの組み込み、リンク (結合等) についても、同一ライセンスを適用するとしている。GNU GPL のように伝搬性を持つ OSS を、利用者が、OSS ライセンスを意識せず、商用ソフトウェア製品への組み込み、業務システム等への利用をした場合に、ソースコード公開の義務や著作権侵害等の訴訟にさらされるリスクが、OSS の伝搬性に潜んでいる。

* 伝播性による影響

- 開発者
OSS 開発に際し、他の OSS を利用する場合、自コミュニティの OSS ライセンスだけでなく、利用する OSS ライセンスの伝播性について、充分考慮する必要がある。
- ビジネスへの影響
商用ソフトウェアに限らず、企業内等の業務システムについても、利用した OSS ライセンスに十分な考慮をしないと、ソースコード公開、著作権侵害等の訴訟をライセンサーより起こされる可能性がある。
- 利用者
OSS を利用するだけの利用者には、伝播性の影響はない、と考えられる。

* 伝播性の範囲

- ライブラリとのリンク
「静的リンク (ひとつの実行ファイルとして統合した場合) であれば GPL の伝播範囲となるのに対し、動的リンク (別ファイル形式で参照する場合は伝播範囲外となる)」(*1 25 ページ)との見解がある一方、リンクが静的か動的かには依存せず、GPL で頒布される同一カーネルアドレス空間上のソフトウェアは伝播範囲とみなすといった見解もあり、明確な基準は現在のところ存在していないというのが現状である。

2) GPL 違反に関する事例

* MySQL 事件

- MySQL AB 社は GPL ライセンスでデータベースエンジン MySQL を開発している。
- NuSphere 社は MySQL データベースと独自開発のモジュールを組み込んで販売した。
- MySQL AB 社は NuSphere の製品が MySQL のソースコードと静的リンクしているにもかかわらず、独自開発モジュールのコードを公開していないことを GPL 違反であると主張した。
- この事件は、和解で終了している。

(*1)「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査 調査報告書」(2005年2月 独立行政法人 情報処理推進機構/日本 OSS 推進フォーラム ビジネス WG 監修)

スキル区分	OSS モデルカリキュラムの科目	レベル
基礎分野	2 法務分野に関する知識 I	基本
習得ポイント	I-2-6. MPL の特徴、MPL とソフトウェア特許	
対応する コースウェア	第 3 回 (代表的なオープンソース・ライセンスの解説[MPL 類型])	

I-2-6. MPL の特徴、MPL とソフトウェア特許

MPL (Mozilla Public License)の特徴を解説する。OSS の特長であるバザール方式を促進しつつ、商用ソフトとの共存に配慮したこと、特に MPL では特許との関係性が強調されていることを示す。

【学習の要点】

- * MPL ライセンスによる OSS を改変した場合は、同じライセンスの適用を求めるが、一体となって動作するが独立する自己開発したソフトウェアについては、別のライセンスを適用することが可能である。
- * MPL の特徴のひとつに、トリプルライセンスがあり、MPL/GPL/LGPL の三つのライセンスを併用することも可能である。
- * MPL は、GPL と異なり、特許に対し明確な規定をし、特許侵害によるリスクに対応している。

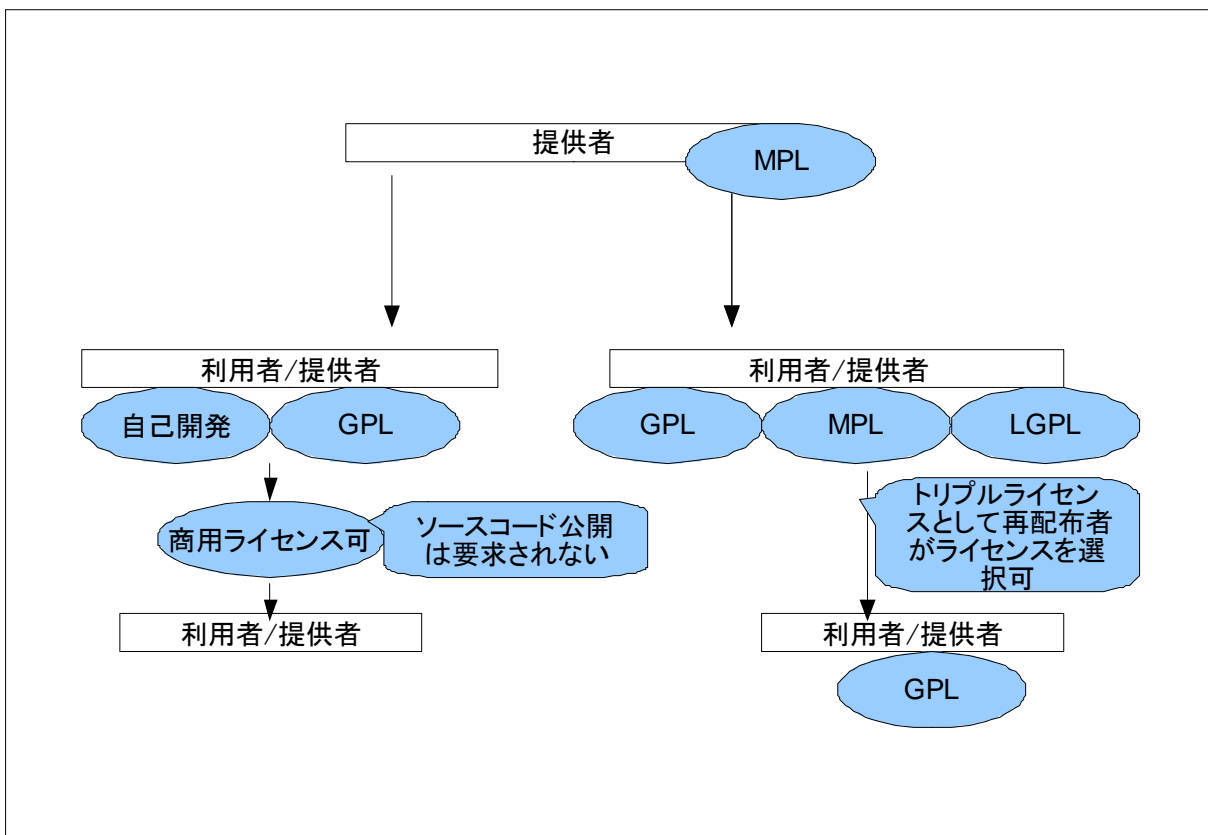


図 I-2-6. MPL 概念図

【解説】

1) MPL(Mozilla Public License)

* 概要

- MPL とは、Mozilla Public License(モジラ・パブリック・ライセンス)の略であり、ネットスケープ社が自社ブラウザのオープンソース化を始めた際のNPL(Netscape Public License)をもとに、ネットスケープ社と Mozilla Organization(現 Mozilla Foundation)により作成された。
- MPL ライセンスによるOSSを改変した場合は、そのOSSと同じライセンスを適用しなければならないが、リンク等で一体化する独立した自己開発コードは任意のライセンスを適用することが可能である。
- MPL では、「ソースコードをプロジェクトに提供する者は、提供したソースコードにより将来発生しうる特許に関する主張を放棄することになっている」(*1 37 ページ)となっており、GPL に比べ、特許に対する対応が明確に定義されている。

* トリプルライセンス

- MPL では、対象コードの一部を「複数ライセンスコード」に指定し、再配布者が、MPL/GPL/LGPL からライセンスを選択することを認めている。
- MPL/GPL/LGPL 併記でのライセンスも認めており、これをトリプルライセンスとよぶ。

* 特許対応型ライセンス

- 特許を有するソースコードを結合、組み込みを行った場合、GPL では、「当該特許の再ライセンスを含んだ再頒布を義務づけているものと解釈することができるか疑問」(*1 36 ページ)である。
- MPL では、次のように定め、特許権の侵害による問題に対応をしている。

MPL 2.1.d

「次のような特許ライセンスは許諾されません。1) 対象者がオリジナルコードから削除したコードに関する特許ライセンス、2) オリジナルコードとは別の独立した特許ライセンス、または 3) i) オリジナルコードの修正、または ii) オリジナルコードとほかのソフトウェアもしくは装置の組み合わせ、のいずれかにより生じた権利侵害に関する特許ライセンス。」 [Mozilla Public License Version 1.1]

(*1)「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査 調査報告書」(2005年2月 独立行政法人 情報処理推進機構/日本 OSS 推進フォーラム ビジネス WG 監修)

スキル区分	OSS モデルカリキュラムの科目	レベル
基礎分野	2 法務分野に関する知識 I	基本
習得ポイント	I-2-7. BSDL と Apache ライセンスのメリット・デメリット	
対応する コースウェア	第 4 回 (代表的なオープンソース・ライセンスの解説[BSD 類型])	

I-2-7. BSDL と Apache ライセンスのメリット・デメリット

BSD License と、Apache Software License の特徴と、最も制約が少ないゆえのメリット・デメリットを解説する。BSD ライセンスの有名な「宣伝条項」について触れ、修正 BSD ライセンスを紹介する。

【学習の要点】

- * BSD License は「無保証」であることの明記と著作権表示だけを利用、再配布等の条件とする OSS ライセンスである。
- * 初期の BSD License には、改変して作成したソースコードの広告に開発者を表示することが条件として盛り込まれていたが、この条項を削除し、GPL との互換性を持たせた。
- * BSD License の制約の少なさから、Apache Software License や PHP License (PHP) など、多くの OSS ライセンスが、BSD License の内容を取り込んでいる。

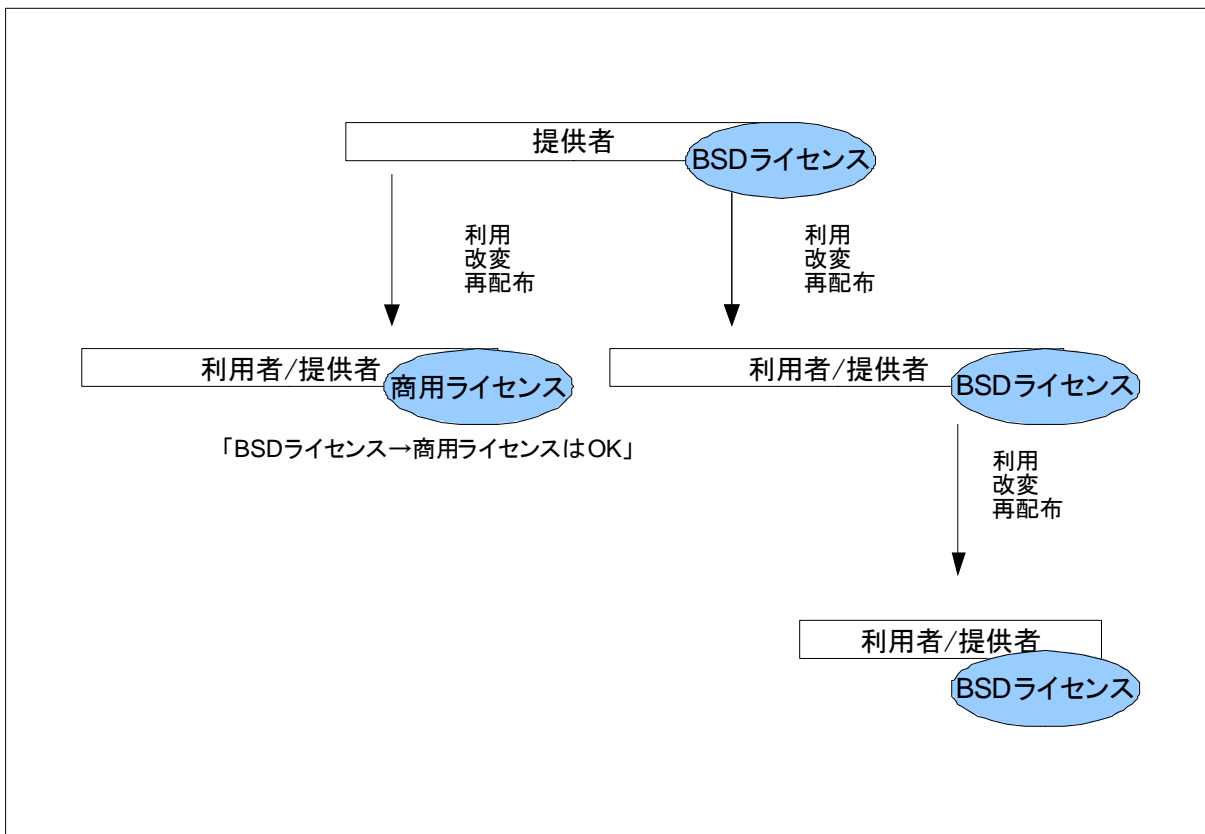


図 I-2-7. BSD ライセンス概念図

【解説】

1) BSDL (Berkeley Software Distribution)

* 概要

- BSDL は、利用および再配布にあたり、該当 OSS の著作権の存在(著作権表示)、無保証であり、自己責任で使用する事の同意(免責条項)を許諾すればよく、制限が少ない。
- BSD ライセンスによる OSS の場合、開発者にとって、自己開発部分だけでなく直接改変したソースコードも非公開にできるメリットがある。一方で、せっかく改良されたソースコードが公開されず、開発が停滞してしまうリスクもある。
- 初期のBSDライセンスは、「宣伝条項」によりGPLライセンスとの互換性がない。この条項を削除したBSDライセンスを「修正済 BSD ライセンス」と呼ぶ。

* 宣伝条項

- 初期のBSDライセンスでは、改変して作成した派生ソフトウェアの広告等に、そのもととなるソフトウェアの初期開発者名を表示することを条件としていた。
- GPL を適用するソフトウェアと組み合わせた場合には、GPL の定める再配布要件に抵触し、組み合わせられなかったため、現在は、宣伝条項は削除されている。

* BSD スタイルのライセンス

BSDL は、著作権表示と免責条項を満たせば、伝播性リスクも少ないことから、普及が進んでおり、多くのライセンスでその内容を取り入れている。

- Apache Software License (Apache HTTP Server, Tomcat, Struts 等)
- Sendmail License (Sendmail)
- MIT/X License (XFree86, X.Org 等)
- PHP License (PHP)
- Python License (Python)
- Zope Public License (Zope)

スキル区分	OSS モデルカリキュラムの科目	レベル
基礎分野	2 法務分野に関する知識 I	基本
習得ポイント	I-2-8. ソフトウェアの著作権	
対応する コースウェア	第 5 回 (知的財産の概要(1))	

I-2-8. ソフトウェアの著作権

知的財産権のうち著作権の根本的な考え方について解説し、ソフトウェア産業との関わりについて基本的な概念を説明する。著作権の定義と内容を説明し、各国の制度および現状について触れる。

【学習の要点】

- * OSS は、著作権を放棄した訳ではなく、著作権は、著作権法上「プログラム」として保護される。
- * OSS ライセンスでは、第三者の権利侵害に対して損害賠償は発生しないが、著作権侵害等の訴訟を起こされる可能性はあり、開発者、利用者とも注意が必要である。
- * 日本の著作権法では、プログラムにも著作者人格権に関する規定が適用されるが、現行法で対処できない部分もあり、著作者人格権に対する包括的不使用条項を盛り込む OSS ライセンスもある。

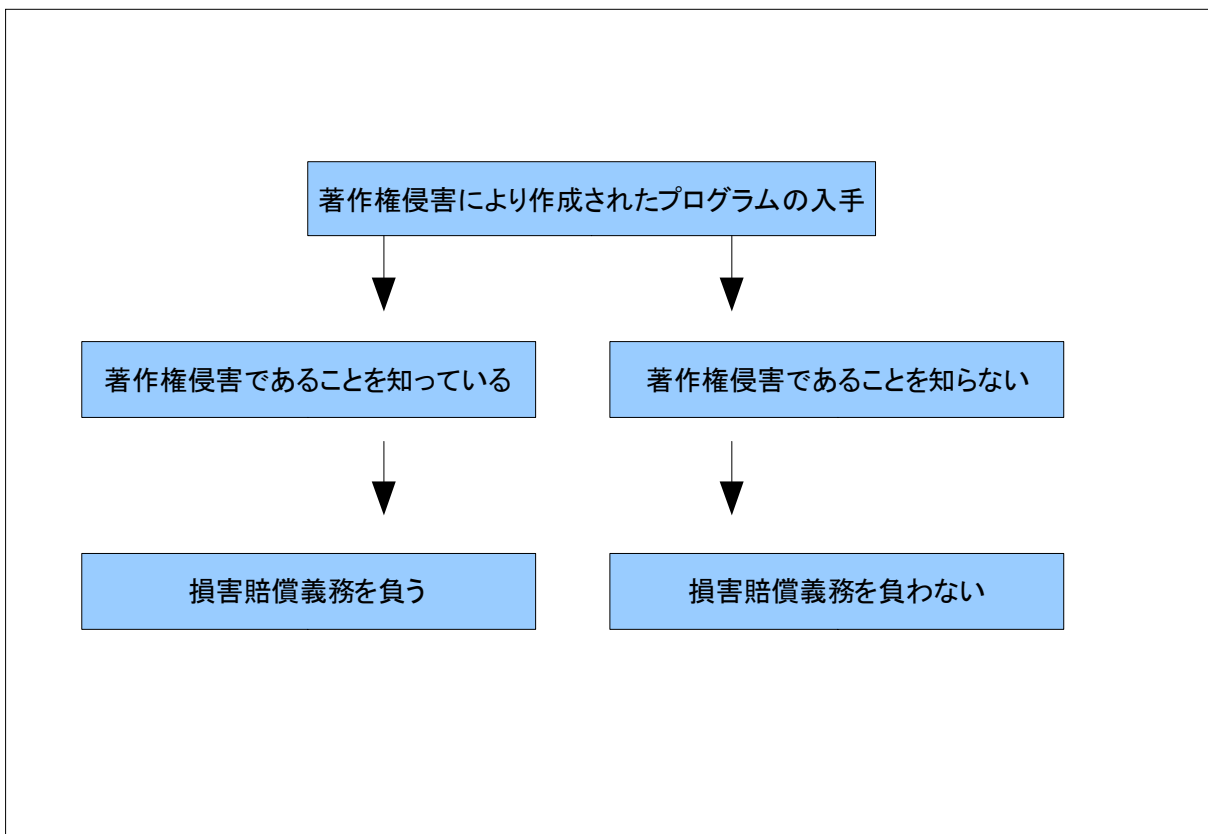


図 I-2-8. 日本における著作権侵害

【解説】

1) ソフトウェアの著作権

OSS の著作権は、著作権法上「プログラム」として保護される。

* プログラム

著作権法第二条第一項 10 号の2で、「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」として定義されている。

* OSS の著作権

OSS は、開発者が著作権を放棄したわけではなく、「それぞれの開発者(例えば Linux カーネルなら、リーナス・トーバルズ氏等)によって著作権が保持されており、OSS 利用者は、当該著作権者の許諾条件(例えば GPL)に従うことを条件に利用できる」(*1 27 ページ)。

2) 著作権に対するリスク

* 開発者

- OSS の開発過程において、意図せず、商用ソフトウェアの一部を利用した場合、商用ソフトウェアの著作権侵害となる。
- ただし、「OSS のライセンス条件(例えば GPL)には、普通、第三者の権利侵害(この場合は、商用ソフトウェアの著作権)に対する免責事項が含まれているため、OSS を利用したビジネス、あるいは、OSS 利用者が蒙った損害を開発コミュニティが賠償する責任はない」(*1 28 ページ)としているが、訴訟を起こされる可能性はあり、十分に注意することが必要である。

* 利用者

- 上記の場合、利用者についても、著作権侵害となり、利用停止、損害賠償等の訴訟をおこされる可能性が高い。
- ただし、日本の著作権法では、「プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす」(著作権法第百十三条第二項)とされており、著作権侵害の OSS であることを知りながら利用していない限り、訴訟対象となる可能性は低い。

3) OSS ライセンスと著作権法の日本での運用

* 著作者人格権

- 日本において、著作権とは、著作人格権と著作財産権の総称であり、著作物であるプログラムにも著作者人格権が適用される。
- 著作人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保持権があるが、公表権(公表をいつ、どのようにするか)を除き、OSS に対しては、現行法で対処できない可能性が高い。
- 著作人格権処理のため、「わが国の実務では、著作権人格権の包括的不行使条項をライセンス条項に挿入することで対処することが少なくない」(*1 32 ページ)

(*1)「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査 調査報告書」(2005年2月 独立行政法人 情報処理推進機構/日本 OSS 推進フォーラム ビジネス WG 監修)

-

スキル区分	OSS モデルカリキュラムの科目	レベル
基礎分野	2 法務分野に関する知識 I	基本
習得ポイント	I-2-9. ソフトウェア特許をめぐる問題と動向	
対応する コースウェア	第 5 回 (知的財産の概要(1))	

I-2-9. ソフトウェア特許をめぐる問題と動向

知的財産権のうち特許権の根本的な考えについて解説を加える。特許の定義、各国の制度および状況について触れ、さらにソフトウェア特許に対しては反対意見も多いことや、ソフトウェア特許の問題点等についても紹介する。

【学習の要点】

- * 日本では、平成 14 年の特許法改正でソフトウェア関連の発明に関しても条文上、物の発明として取り扱うことを明示する法改正が行われた。
- * OSS の開発者の中には、ソフトウェア特許で保護されたアイデアやアルゴリズムにより、OSS の開発プロジェクトに対して特許訴訟を受ける可能性への懸念を持っている者もいる。
- * OSS ライセンスのうち、GPL は特許への対応が不十分であるが、MPL では対応が図られている。

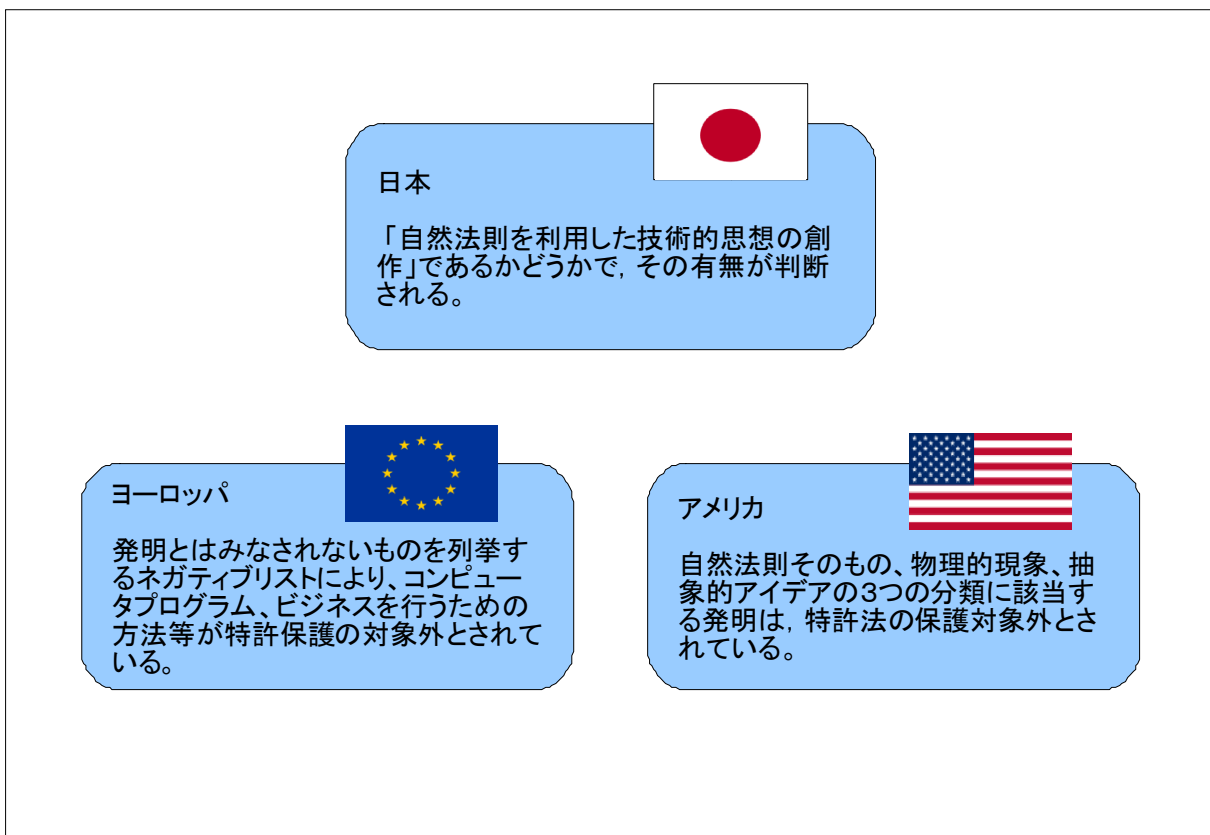


図 I-2-9. 日米欧における特許物の定義

【解説】

1) ソフトウェアの特許

* 特許権とは

- 産業の発展を目的としたものであり、新規性や進歩性のある発明した者に対し、他者による製造や販売、利用等を制限する独占的な権利(特許権)を与える代わりに、その内容を広く公開することを促すものである。

* 特許法の改正

- 平成 14 年の特許法改正で、「物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為」とし、プログラムも物の発明と同様に扱うことを明示する法改正が行われた。

2) OSS と特許

* OSS と特許

OSS は、ソフトウェアであり、「日本や米国を含むほとんどの国では、ソフトウェア特許も含めて産業社会を構成するルールの一つとして認められており、OSS も特許の制約を免れることはできない」(*1 33 ページ)。

* 開発者

- OSS に対する特許権侵害に対しては、当該 OSS と無関係な第三者が特許権侵害を主張するケースが主なものであると考えられる。
- これに対して、「コミュニティ開発者個人や、開発者の属する企業の名前で、特許権を積極的に取得し、あるいは、少なくとも公開技法登録することにより、OSS 外からの特許権主張に対抗できるようにしよう、との方向性も必要となっている」(*1 33 ページ)
- OSS ライセンスには、第三者の権利侵害に対する免責事項があり、著作権同様、損害賠償の義務はないと考えられる。

* 利用者

- 特許権侵害の OSS を利用した場合は、利用停止、損害賠償等の訴訟を起こされる可能性がある。

3) OSS ライセンスの特許への対応

* GPL

- 充分にしているとはいえず、「GPL ソフトウェアが第三者の特許に抵触するときには、最悪の場合、当該ソフトウェアから抵触部分のコードを取り除かざるをえない」(*1 34 ページ)

* MPL

- 「ソースコードをプロジェクトに提供するものは、提供したソースコードにより将来発生しうる特許に関する主張を放棄することになっている」(*1 37 ページ)ことで、対応している。

(*1)「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査 調査報告書」(2005年2月 独立行政法人 情報処理推進機構/日本 OSS 推進フォーラム ビジネス WG 監修)

スキル区分	OSS モデルカリキュラムの科目	レベル
基礎分野	2 法務分野に関する知識 I	基本
習得ポイント	I-2-10. ソフトウェアに関連が深いその他の知的財産権	
対応する コースウェア	第 6 回 (知的財産の概要(2))	

I-2-10. ソフトウェアに関連が深いその他の知的財産権

知的財産権のうち、著作権および特許以外にソフトウェア産業と関わりの深い、商標権、実用新案権、意匠権について解説する。これらの定義や意匠権を侵害した事例など、これらの権利にまつわるトピックを紹介する。

【学習の要点】

- * OSS で、商標権が関係するものは、OSS の名称、プロジェクトの名称、または、ロゴマークである。
- * 実用新案権、意匠法は一部を除きプログラムが保護対象となっていないことに注意が必要である。

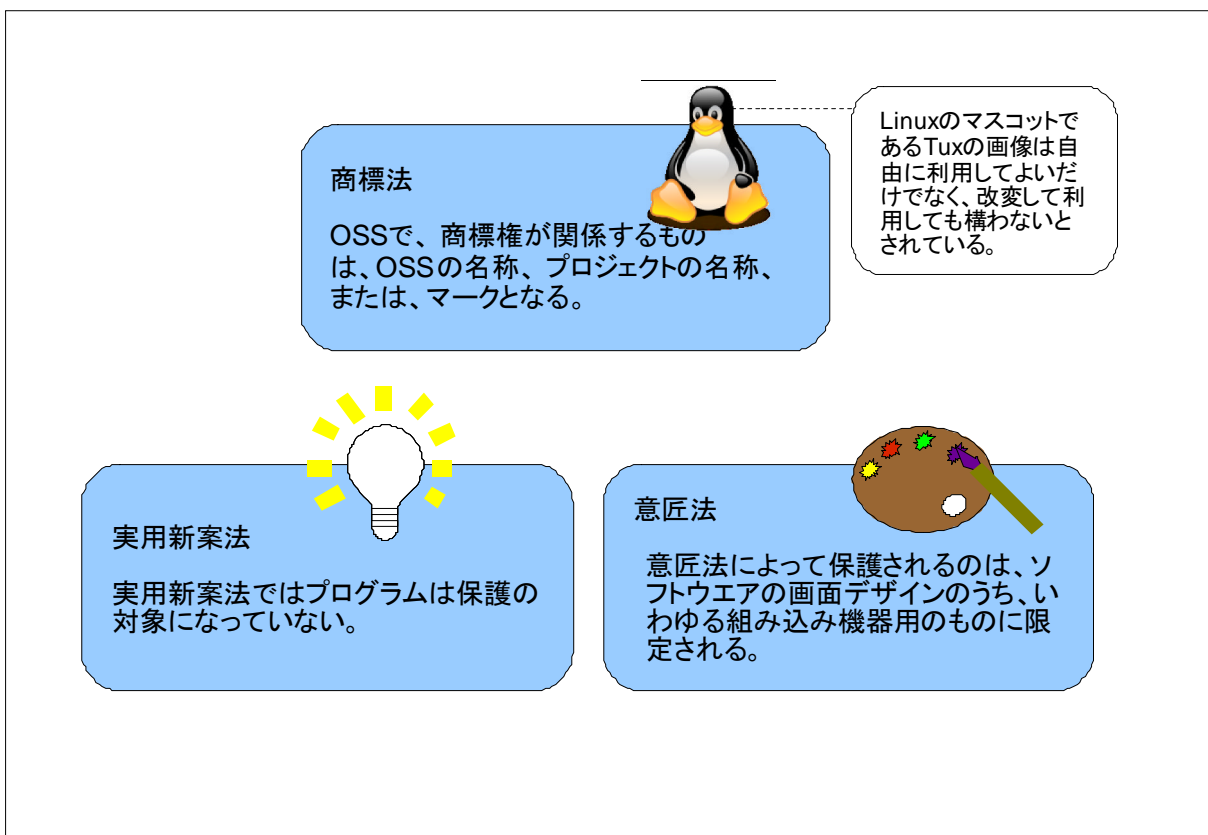


図 I-2-10. OSS における商標法と実用新案法と意匠法

【解説】

1) 商標権

商標権とは、商品やサービスを他と識別するための標識である商標について、類似したものの使用禁止請求と、類似したものの使用による損害賠償に関する権利である。

* OSS の商標権

- OSSは、商用ソフトウェアではないが、「商標権が関係するものは、OSSの名称、プロジェクトの名称、または、マークとなる。例えば、Linux という名称、ペンギンマークも対象となり得る。」(*1 37 ページ)ため、商標権に関する訴訟等が発生する可能性がある。

* OSS の商標権侵害の事例

- 米国において、1996年に「Linux」の商標登録をした勝手にした企業が、Linux 関連企業に使用許諾の対価を請求した。
- 本件は、リーナス・トーバルズ氏に、「Linux」の商標権を移転することで示談解決した。
- Linux 商標は「The Linux Foundation」によって管理されている。
- 日本での管理は、リーナス・トーバルズ氏が設立した「LMI(Linux Mark Institute)」が行っている。

2) 実用新案権

実用新案権は、物品の形状、構造、組み合わせに係る考案を独占排他的に実施する権利であり、実用新案法によって規定される産業財産権である。

* OSS と実用新案権

- 実用新案法ではプログラムは保護の対象になっていない。
- 実用新案法第一条で、「物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案」と規定され、一定の形態を有する物である必要がある以上、プログラムや方法自体は保護対象となり得ない。

3) 意匠権

意匠権は、新規性と創作性があり、美感を起こさせる外観を有する物品の形状・模様・色彩のデザインの創作についての権利をいう。

* OSS と意匠権

意匠法によって保護されるのは、ソフトウェアの画面デザインのうち、いわゆる組み込み機器用のものに限定される。

(*1)「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査 調査報告書」(2005年2月 独立行政法人 情報処理推進機構/日本 OSS 推進フォーラム ビジネス WG 監修)